

234 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者
判事登用試験施行の件に付申進

(明治二十年十一月二十二日)

(欄外注記1)
貴学監督私立法律学校卒業生ニシテ優等者之内エ昨二十一日及第証書御授与相成候趣之処右ハ兼而及御打合候次第も有之候付而ハ右輩之姓名ヲ添へ彼等ニ対シ判事登用試験施行相成度旨之御照会書御差廻シ可相成儀トハ存候得共尚為念御打合越此段申進候也

明治二十年十一月二十二日

司法大臣秘書官 菊池武夫 印

帝国大学総長 渡辺洪基殿

(欄外注記1)

「職第四一三号」

『私立法律学校往復及雜書綴込』明治十九年、㊹